



平成 27 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 岡本硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 毅
(J A S D A Q ・ コード 7746)
問合せ先 法務・コンプライアンス部長
井野 政之
電 話 04-7137-3113

ファシリティ契約に基づく第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の 行使要請通知に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 4 日に発行いたしました第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）につきまして、割当先である S M B C 日興証券株式会社との間で締結いたしましたファシリティ契約に基づき、同社に対して下記のとおり第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使を要請いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘 柄 名	岡本硝子株式会社 第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）
2. 新株予約権の行使要請期間開始日	平成 27 年 9 月 25 日
3. 新株予約権の行使要請期間終了日	平成 27 年 10 月 23 日
4. 新株予約権の行使要請個数（株式数）	15,000 個（1,500,000 株）
5. 今回の行使要請による 当社の調達予定金額	約 330 百万円（但し、株価水準により左記金額は変動する可能性があります）
6. 資 金 使 途	ガラスフリットに係る製造設備の増強、ガラス製造工程全般に係る設備の更新、ガラス用電気溶融炉に係る改修費用の一部充当の他、IT インフラ設備の更新・拡張と建物の耐震補強に充当

なお、平成 27 年 8 月 11 日に、S M B C 日興証券株式会社に対して第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使を要請いたしましたが、今回の行使要請に基づき、当該行使要請は失効となります。

7. 失効となる行使要請通知の内容

(1) 通 知 日	岡本硝子株式会社 第 8 回新株予約権（行使価額修正条項付）
(2) 新株予約権の行使要請期間開始日	平成 27 年 8 月 12 日

(3) 新株予約権の行使要請期間終了日	平成27年9月30日
(4) 新株予約権の行使要請個数(株式数)	10,000個(1,000,000株)
(5) 未行使のまま失効となる 行使要請個数	2,521個(252,100株)(※)

(※) 平成27年9月18日現在での失効数の見込みです。なお、平成27年9月24日に新株予約権の行使がなされた場合には、実際の失効数は減少いたします。

8. 失効日

平成27年9月25日

以上